

高瀬堰管理施設の点検を実施しています

高瀬堰には下記の施設があります。

- 機械設備……ゲート、魚道、舟通し、樋門 等
- 放流設備制御装置(堰コン)……ゲート等の機械設備を制御するための施設
- 放流警報施設……高瀬堰から放流する際、河川利用者や太田川沿川の方に放流のお知らせをする施設

上記の施設は、高瀬堰の運用管理上、大変重要な施設です。

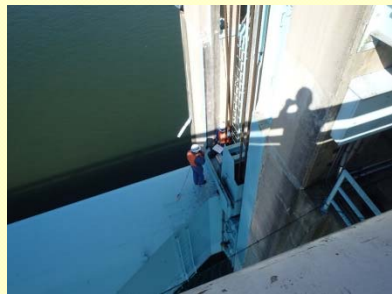
そのため、定期的に点検を行っています。

点検時に確認した施設状況については、優先順位等を勘案して、部品の交換、補修・更新を実施しています。

点検状況



主ゲートの
巻き上げ機
を点検して
います。



機械施設点検



高瀬堰を動
かしている制
御室です。

各種デー
タの取得状況、
ゲート設備
への命令信
号の伝達状
況について
点検してい
ます。



堰コン点検



放流警報を
吹鳴する際、
この装置で
操作を行いま
す。



放流警報施設点検

高瀬堰ゲートに漂着した塵芥物を除去しています

- 大雨による出水が発生した場合、上流から流木等の塵芥物が流れて、ゲート上流部に堆積します。
- 放っておくとゲートの開閉に支障をきたすため、塵芥物の撤去を実施しています。
- ゴミは、流木等の他、飲料関係(ペットボトル、紙類、缶)、発泡スチロール、ボール類等、人為的に捨てられたゴミが多くなっています。



水面清掃作業状況

その他のトピック

- 6月1日よりアユ漁が解禁され、高瀬堰の下流でも、多くの釣り人が見られるようになりました。



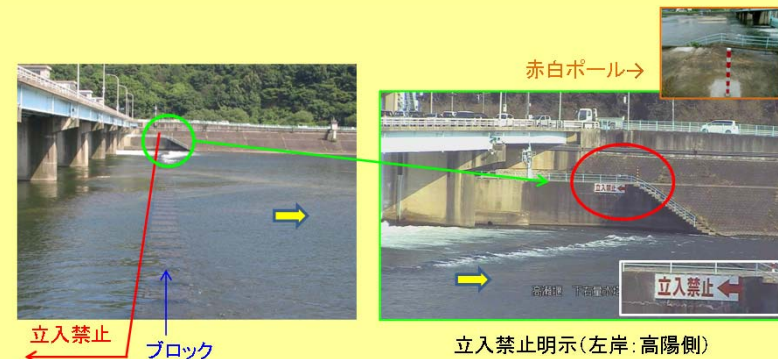
※遊漁(遊漁期間、禁漁区域等)については、各漁業協同組合のルールに従いましょう

※高瀬堰からのお願い

- 高瀬堰では、ゲート操作に伴う危険な箇所を立入禁止区域として指定しています。
- 下記に示す範囲には絶対に立ち入らないで下さい。

★ゲート下流側について

- 立入禁止の目安として、ブロックおよび赤白ポールを参考にしてください。(ブロックの上までは立入可能です。)
- 兩岸のコンクリート壁に「立入禁止」の明示をしています。



立入禁止明示(左岸・高陽側)